

令和2年度 障害児入所施設等の運営上の留意点について

令和2年度 令和2年9月11日 群馬県障害政策課

I 制度（基準等）について

- 【1】福祉型障害児入所施設の人員基準等の留意点
- 【2】医療型障害児入所施設の人員基準等の留意点
- 【3】児童発達支援管理責任者の資格要件について

II 届出について

- ・届出に関する留意点

I 制度（基準等）について

【1】福祉型障害児入所施設の人員基準等の留意点

【人員基準の内容と留意点】

※主として知的障害児が入所する場合

(1) 嘱託医	(基準・最低基準) 1名以上 (最低基準) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
(2) 児童指導員 または保育士	(基準・最低基準) おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上 ※30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上
(3) 栄養士	(基準・最低基準) 1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
(4) 調理員	(基準・最低基準) 1人以上 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
(5) 児童発達支援管理責任者	(基準) 1人以上 (資格要件) 「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者 ◇【3】児童発達支援管理責任者の資格要件について →児発管のページ (責務・業務) ・障害児入所支援計画（個別支援計画）の作成等 ・相談及び援助 ・他の従業者に対する技術指導及び助言
(6) 心理指導担当職員	(基準・最低基準) 障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く (最低基準) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
(7) 職業指導員	(基準・最低基準) 職業指導を行う場合に置く

※従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障が無い場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

【加齢児の地域移行等について（みなし指定の取扱い）】

令和元年度の障害児入所施設の在り方に関する検討会において、みなし規定の期限を延長しないよう提言がなされた。

【加算を算定するときに必要な人員等と留意点】

※主として知的障害児が入所する場合

重度障害児支援加算（一定の条件を満たす場合）

- ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ②強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者

（留意点）

- ・①については、1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。
- ・②については、①に該当する者が作成した支援計画シート等に基づき、該当する入所児童に対して支援を行っていること。

【人員以外の加算要件】

- ・重度障害児支援加算を算定していること。
- ・頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動その他の問題行動を有し、看護を必要とする児童に対して支援を行っていること。

看護職員配置加算（Ⅰ）

看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）

（留意点）

- ・指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、都道府県知事に届け出ること。
- ・専ら当該施設の職務に従事する看護職員であること。

看護職員配置加算（Ⅱ）

（留意点）

- ・指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を2以上配置し、都道府県知事に届け出ること。
- ・医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県に届け出ること

児童指導員等加配加算

（1）理学療法士等を配置する場合

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

（2）児童指導員等を配置する場合

児童指導員もしくは厚生労働大臣が定める基準に適合する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加え、常勤換算で1名以上配置すること。

福祉専門職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるもの

心理担当職員配置加算

- ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて1以上配置すること。
- ・配置した審理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、さらに加算

【人員以外の加算要件】

- ・心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。
- ・心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。

【2】医療型障害児入所施設の人員基準等の留意点

【人員基準の内容と留意点】

(1) 施設長及び 医師	<p>(最低基準) ※主として肢体不自由 肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師</p> <p>※主として重症心身障害児 内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号八及び二 (2)の規定により精神と組み合わせた名称を診療科目とする診療 科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相 当の経験を有する医師</p>
(2) 病院として 必要とされる従 業員	<p>(基準・最低基準) 医療法に規定する必要数</p>
(3) 児童指導員 及び保育士	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児 おおむね障害児である乳幼児の数を 10 で除て得た数及び障害児 である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上 (基準・最低基 準)</p> <p>(児童指導員の人数) 1人以上</p> <p>(保育士の人数) 1人以上</p>
(4) 心理指導を 担当する職員	<p>(基準・最低基準) ※主として重症心身障害児 1人以上</p>
(5) 理学療法士 又は作業療法士	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児または重症心身障害児 1人以上</p>
(5) 児童発達支 援管理責任者	<p>(基準) 1人以上</p> <p>(資格要件) 「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者 ◇【3】児童発達支援管理責任者の資格要件について →児発管のページ</p> <p>(責務・業務) ・障害児入所支援計画（個別支援計画）の作成等 ・相談及び援助 ・他の従業者に対する技術指導及び助言</p>
(7) 職業指導員	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児 職業指導を行う場合に置く</p>

※従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障が無い場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

【加算を算定するときに必要な人員等と留意点】

保育職員加配加算

児童指導員または保育士

※主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関の場合
児童指導員 1以上、保育士 1以上（いずれも該当すること）

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて配置すること。
- ・常勤換算で1名以上配置すること。

福祉専門職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるもの

心理担当職員配置加算

※主として重症心身障害児に対し入所支援を行う場合を除く

- ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて1以上配置すること。
- ・配置した審理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、さらに加算

【人員以外の加算要件】

- ・心理指導を行うための部屋及び必要な設備を要すること。
- ・心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。

【加齢児の地域移行等について（みなし指定の取扱い）】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する」こととなった。

【3】児童発達支援管理責任者の資格要件について

1 児童発達支援管理責任者の資格要件

（1）資格要件

次の①及び②について、いずれも満たしていること

① 実務経験の要件を満たしていること

・要件 7ページ（要約版）参照 * H31.4改正あり

② 研修修了の要件を満たしていること

研修は、旧制度においてはア及びイ、新制度においては、ア、イ及びウの研修をすべて修了していること

（旧制度：～平成31年3月31日）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修

※旧体系研修受講者は 2023 年度末までに更新研修の受講が必要（5年毎に受講）

（新制度：平成31年4月1日～）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者等基礎研修

ウ：サービス管理責任者等実践研修（2021年度より実施）

※サービス管理責任者等研修は、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施されます。

※実践研修を受講するためには、基礎研修受講後、2年以上の実務経験が必要

※実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講

【令和元年度～令和3年度までの経過措置】

実務経験を満たして基礎研修を修了した場合は、基礎研修終了後3年間は、実践研修修了者としてみなし、従事が可能（ただし、基礎研修修了後の3年間に実践研修を修了する必要あり）

2 報酬の請求（加算・減算等）に関する注意

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や
常勤・専任で配置できない場合**

- ・指定基準違反に該当します。
- ・報酬の請求については、個別支援計画未作成減算の適用要件に該当する場合は、該当月から減算。（個別支援計画未作成減算は、該当する利用者分のみ対象）

3 児童発達支援管理責任者に関する届出について

以下の場合は、県へ届出を行わなければならない。

新規就任・変更、要件を満たす者を配置できなくなった場合や常勤・専任等の配置基準を満たさなくなった場合（報酬体制（加算、減算等）の変更）等

注意 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要があります。下記要約版は、告示の内容を簡略化して記載しているので、ご注意ください。
例「障害者支援施設」→障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について（要約・簡略版）

*平成31年4月改正

実務経験の要件を満たす者

- ① 1及び2の期間が通算して5年以上であって、かつ、もし当該期間において5-Iの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ② 3の期間が通算して8年以上であって、かつ、もし当該期間において5-IIの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ 1～3の期間を通算した期間から、5-I、5-IIの期間を除いた期間が3年以上であって、かつ4の期間が通算して5年以上である者

1 相談支援業務

以下のアからキに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア
 - ・地域生活支援事業の従事者
 - ・障害児相談支援事業の従事者
 - ・身体及び知的障害者相談支援事業の従事者

- イ
 - ・児童相談所の従業者
 - ・児童家庭支援センターの従業者
 - ・身体及び知的障害者更生相談所の従業者
 - ・精神障害者社会復帰施設の従業者
 - ・福祉事務所の従業者
 - ・発達障害者支援センターの従業者

- ウ
 - ・障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設の従業者
 - ・精神保健福祉センターの従業者
 - ・救護施設及び更生施設の従業者
 - ・介護老人保健施設の従業者
 - ・地域包括支援センターの従業者

- エ
 - ・障害者職業センターの従業者
 - ・障害者就業・生活支援センターの従業者

- オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ 病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者
 - （１）社会福祉主事任用資格を有する者
 - （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者
 - （３）４別表の国家資格等を有する者
 - （４）上記のオからオに掲げる業務に１年以上従事した者
- キ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めたる者

2 直接支援業務（有資格者A）

以下のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア ・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
 - ・療養病床の従業者
- イ ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者
 - ・老人居宅介護等事業の従事者
- ウ ・病院、診療所、薬局の従業者
 - ・訪問看護事業所の従業者
- エ ・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者
- オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者
- カ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めたる者

3 直接支援業務（資格なし）

上記２のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。

4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、り師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士
--

5-I 以下の期間

- 以下のア及びイを合算した期間

ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター
その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、**相談支援の業務**に従事した期間

イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、
老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間

5-II 以下の期間

ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、
老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

注1) 研修受講申込みの場合は、年度末時点での「見込み」の実務経験でも、申込みが可能な場合がありますが、実際に就任するには、就任時点で実務経験を充足している必要があります。

注2) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)

注3) 常勤、非常勤を問わず、注2)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。

Ⅱ 届出について

・届出に関する留意点

各種届出・報告等のうち、提出する機会の多い代表的な届出（変更届、障害児入所給付費算定に係る体制届）の留意点等です。ご確認をお願いします。

1 変更届出書について

（1）届出期限

変更後10日以内。

※ただし、建物の変更（移転、建て替え、室用途・面積の変更等）や、定員の変更等の重要な変更については、事前相談、事前確認が必要

（2）届出するべき内容

事業所の名称、所在地、建物の平面図、各室の用途、設備の概要、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者、事業所の管理者、児童発達支援管理責任者、主たる対象者、運営規程

（3）添付書類について

変更内容がわかる書類の添付が必要です。

添付書類のうち、勤務体制表、職員の経歴書、資格証、実務経歴証明書等に関する留意点については、下記3、4をご確認ください。

2 障害児入所給付費算定に係る体制届（加算、減算等の届）について

* 加算、減算等の追加、変更、廃止等に係る届（報酬体制の届）

（1）届出期限

①加算の追加、単位数が増加する変更の場合 →前月15日までに※

※月の15日までに届出があった場合：翌月から適用（15日必着です）

月の16日以降に提出があった場合：翌々月から適用

②加算の廃止（算定要件を満たさなくなった場合）、単位数が減少する変更（減算含む）の場合 →すみやかに

※この場合の請求（算定）について

加算の算定要件を満たさなくなったとき、単位数が減少する事実が発生したときから、請求（算定）を中止（変更）しなければならない。

（届出後ではなく、直ちに中止（変更））

注意

加算を算定できるのは県に届出をしている報酬区分のみで、届出をしていない報酬区分の加算は算定できません。

（例：県に対し「児童指導員等配置加算（理学療法士等）」の届出をしている場合、届出内容と異なる「児童指導員等」での算定はできない。）

入所児童が新たに加算対象となるまたは加算対象でなくなる場合には、事前に児童相談所にも御連絡をお願いします。新たに判定が必要なケースや自己負担額の変更が必要なケースがあります。

(2) 提出書類

以下の①及び②の書類をご提出ください。人員配置に関わる加算の場合は、原則として、②の「変更届」の提出も必要となります。

【提出書類】

① 給付費（報酬）の体制届関係

①-1 「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」

①-2 「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」

①-3 「障害児入所給付費算定に係る体制等 別紙様式」

※加算の種類に応じて「該当する様式」を添付

（算定要件を満たすことがわかる書類（根拠書類）添付）

② 変更届（人員配置に関わる加算の場合）

②-1 「変更届」（職員・人員配置の変更について届け出る）

②-2 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（勤務体制表）

②-3 従業員の経歴書、資格証（写）、実務経験証明書（原本）等

3 勤務体制表「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について

(1) 記入上の注意点等

□「職種」の欄

職種は、原則として、基準上の職種名で記載してください。（児童指導員、保育士等）

□「資格等の種類」の欄

基準上、又は加算算定上、資格等が必要となる場合は記載してください。

なお、記載した資格等については、根拠書類の提出も必要です。

4 職員の経歴書、資格証、実務経験証明書等について

(1) 児童発達支援管理責任者の要件確認書類について

・研修修了証（写）と実務経験証明書（原本）が必要です。

【注意】

・研修の修了証は、「児童発達支援管理責任者研修」の修了証だけでなく、「相談支援従事者初任者研修（基礎課程）」の修了証も必要です。

(2) 保育士について

「保育証」（写）を提出してください。

【注意】

養成施設の卒業証書や保母資格証明書では該当しません。保育士証を提出してください。

(3) 複数の事業所を運営している法人の書類の提出について

職員の経歴書、資格証等の書類は、以前から勤務している職員で、過去に提出済みの場合であっても、次の場合は改めて提出してください。

○ 法人内の他の事業所から異動してきた場合

※A事業所の届出の際に提出済みであっても、B事業所の届出にあたっては、再度ご提出ください。「実務経験証明書」について再度の提出が難しい場合は、「〇〇事業所の〇年〇月変更届に添付して提出済み」等の説明書をつけてください。

(4) 実務経験証明書について

・原本をご提出ください。

・証明者に「証明年月日」を記載してもらうことを忘れずをお願いします。